

「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業実施要領

(目 的)

第1 「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業は、地域住民などの団体（以下「パートナー」という。）が自発的に意志のもと、香川県（以下「県」という。）が管理する海岸の一定区間を、清掃などの美化活動や愛護活動等（以下「活動」という。）を実施し、また、県と市町はこれらの活動を支援し、県民と行政が協働して、海岸の環境美化、保全等を図ることを目的とする。

(資 格)

第2 パートナーは、概ね20名以上の団体とする。

(手 続 き)

第3 パートナーは、「さぬき瀬戸」パートナーシップ活動申込書（以下「申込書」という。）（様式第1号）を香川県知事（以下「知事」という。）に提出する。

2 申込書を受理した知事は、活動が適当と認めた時は、パートナー並びに活動区間の存する市町長（以下「市町長」という。）と「さぬき瀬戸」パートナーシップ協定書（以下「協定書」という。）を締結する。

(役 割)

第4 パートナーは、年間2回以上活動を行い、かつ2年間以上継続する。

2 パートナーは、活動により回収したゴミ（粗大ごみ、産業廃棄物を除く。）の分別は、活動する場所の市町の方法に応じたものとする。

3 パートナーは、安全に十分配慮して活動を行う。

(報告事項等)

第5 パートナーは、協定書を取り交わした後、すみやかに年間活動計画書（様式第2号）を知事に提出し、以降、毎年3月15日までに翌年度の年間活動計画書を提出する。

2 パートナーは、毎年4月15日までに前年度の実施状況報告書（様式第3号）を知事に提出する。

3 パートナーは、活動に伴い事故などが発生した場合は、速やかに事故発生報告書（様式第4号）を知事に提出する。

4 パートナーは、活動を取りやめたときなどは、すみやかに届出書（様式第5号）を知事に提出する。

(支 援)

第6 県は、パートナーの活動に対し、次の各号に掲げる事項について支援を行う。

- 一 清掃用具の提供
- 二 ボランティア保険への加入費用の負担
- 三 リフレッシュ・サインの設置
- 四 その他活動に必要と認められる事項

2 市町は、パートナーの活動に対し、次の事項に掲げる事項について支援を行う。

- 一 活動により回収された一般ゴミの処理
- 二 その他活動に必要と認められる事項

(解 除)

第7 知事は、パートナーが協定書に規定する事項を実施していないと認められるときは、又はパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、市町長の意見を聴いたうえで、協定を解除することができる。

(経 由)

第8 この要綱の規定による提出書類は、活動区間が存する土木事務所長又は小豆総合事務所長を経由する。

(河川法上の取扱い)

第9 この要領に基づいてパートナーが行う活動は、海岸管理者の行為とみなし、海岸法上の手続きは不要とする。ただし、土地の形状変更を伴うもの又は植栽等についてはあらかじめ県と協議する。

(補 則)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附 則

この要領は平成14年4月1日から施行する。